

独立行政法人国立青少年教育振興機構旅費規則

平成 18 年 4 月 1 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第 3 - 20 号

平成 19 年 4 月 1 日一部改正	平成 21 年 4 月 1 日一部改正
平成 22 年 4 月 1 日一部改正	平成 23 年 4 月 1 日一部改正
平成 24 年 4 月 1 日一部改正	平成 25 年 4 月 1 日一部改正
平成 26 年 4 月 1 日一部改正	令和 3 年 4 月 1 日一部改正
令和 4 年 4 月 1 日一部改正	令和 5 年 4 月 1 日一部改正

第 1 章 総則	(第 1 条 - 第 8 条)
第 2 章 国内旅行の旅費	(第 9 条 - 第 18 条)
第 3 章 外国旅行の旅費	(第 19 条 - 第 24 条)
第 4 章 雑則	(第 25 条 - 第 26 条)
附 則	

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、独立行政法人国立青少年教育振興機構旅費規程（以下「旅費規程」という。）第 51 条の規定に基づき、旅費規程を実施するために必要な事項を定め、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）の旅費に関する事務の適正な処理を図ることを目的とする。

(旅行命令権の委任)

第 2 条 旅費規程第 5 条第 1 項の規定に基づく旅行命令権者（以下「旅行命令権者」という。）は、別表第 1 に定める範囲及び区分により、旅行命令及び旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を行う。

- 旅行命令権者は、旅行命令等の執行上支障がある場合には、旅行命令等を発する権限（以下「旅行命令権」という。）を、別表第 1 に定める旅行命令権の範囲及び区分において、当該部局の所管する課長、次長及び室長に委任（以下「復委任」という。）することができる。
- 旅行命令権者に事故等があった場合には、当該旅行命令権者の職務を補佐する役職の者又は事務取扱を命ぜられた役職員が、その権限を行う。
- 前項の規定は、第 2 項により復委任した場合に準用する。

- 5 第2項及び第3項の規定により委任する場合には、当該旅行命令権者又は当該部局の役職員は、旅行命令権の委任に関する届出書（別紙様式1）により、委任日及び委任理由並びに受任者等必要事項を記載のうえ、理事長へ届け出なければならない。

（一般職員俸給表に相当する職務の級）

第3条 旅費規程第3条第2項の規定する一般職員本給表の適用を受けない役職員及び役職員以外の者について、「一般職員本給表に相当する職務」とは、別表第2に定めるところによる。

（旅行命令の取り消し等に係る旅費）

第4条 旅費規程第4条第5項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に規定する額による。

- 一 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃又はホテル、旅館その他宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻手続きをとったにもかかわらず、払戻を受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行において、この規程により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。
- 二 赴任に伴う住所若しくは居所の移転のため又は外国旅行に伴う支度のために支払った金額で、当該旅行において、この規程により支給を受けることができた移転料又は支度料の額の3分の1に相当する額の範囲内の額
- 三 外国旅行に伴う外貨の買入又はこれに準ずる経費を支弁するために支払った金額で、当該旅行において、この規程により支給を受けることができた額の範囲内の額

（旅費喪失の場合における旅費）

第5条 旅費規程第4条第6項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に規定する額とする。ただし、その額は、現に喪失した旅費の額を超えることができない。

- 一 現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行において、購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下この条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するためこの規程により支給することができる額
- 二 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額（切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額）を差し引いた額

（旅行命令等）

第6条 旅行命令権者は、旅費規程第5条第4項の規定により、旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を発し、又は変更した場合には、速やかに当該旅行命令簿等を経理責任者に提示しなければならない。

- 2 旅費規程第5条第6項に規定する旅行計画書、旅行命令簿等の様式及び記載事項は、別紙様式2号及び様式第3号に定める。

(路程の計算)

第7条 旅費規程第8条第2項の規定による国内旅行の路程の計算方法は、出発地（旅費規程第3条第3項による地域。以下同じ）又は目的地の最寄りの鉄道駅、バス停留所、乗船場若しくは飛行場の間の路程により行う。

- 2 前項の路程は、鉄道運送事業者（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に定める鉄道運送事業を営む者をいう。以下同じ）が定める路程、一般乗合旅客自動車運送事業者（道路運送法（昭和26年法律183号）に定める一般旅客自動車運送事業を営む者をいう。）が定める路程、一般旅客定期航路事業者（海上運送法（昭和24年法律187号）に定める一般旅客航路事業を営む者をいう。）が定める路程による。
- 3 外国旅行の路程の計算方法は、前2項の規定の趣旨に準じて行う。

(旅費の計算書等)

第8条 旅費規程第15条に規定する旅費計算(精算)書の様式及び記載事項は、以下の各号のとおりとする。

- 一 国内旅行及び外国旅行の出張等で、次号によらない場合の旅費 ……別紙様式4
- 二 赴任の旅費、扶養親族移転料の発生する旅費 ……………別紙様式5
- 三 旅費規程第15条に規定する旅行報告書の様式及び記載事項は、別紙様式2のとおりとする。

第2章 国内旅行の旅費

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃の額の支給は、旅費規程第16条に規定するほか、次のとおりとする。

- 2 急行料金は、1有効区間の急行券ごとに計算するものとする。この場合において、普通急行列車を運行する線路による旅行で普通急行列車の客車の全席が座席指定となっているときは、普通急行料金と座席指定料金の合計額を急行料金とする。
- 3 東海道・山陽新幹線における「のぞみ号」の利用は、最も経済的な通常の経路及び方法の選択肢として、取扱うこととする。ただし、旅行者が「のぞみ号」以外を利用した場合は、当該旅行において利用した料金を支給する。
- 4 座席指定料金は、1有効期間の座席指定席券ごとに計算するものとする。
- 5 特別車両料金の額は、次の各号によるものとする。
 - 一 急行料金を支給する区間は、急行列車に係る特別車両料金

- 二 1 旅行区間に急行列車と普通列車が、直通運転をしている線路がある場合で、その線路を利用する区間の一部に対して急行料金を支給するときは、その線路を利用する区間において、急行料金を支給する当該区間の路程に応じた急行列車に係る特別車両料金
 - 三 前2号を除く区間は、普通列車に係る特別車両料金
- 6 旅費規程第16条第4項に規定する特別車両料金の支給において「旅行命令権者が必要と認めた者」とは、次の各号の者をいう。
- 一 役員及び役員に相当する職務にある者に随行を命ぜられた者
 - 二 役員の職務の代理として業務を行う者
 - 三 用務の内容、学識経験、社会的地位等を勘案して、役員の職務にある者と同等と認める者
- 7 本条各項に規定する料金は、各々で定める基準のほか、次の各号により、旅行命令権者が特に必要であると認めた場合において支給することができる。
- 一 緊急な用務のため、旅費規程第16条第2項に規定する基準に満たない場合で、急行料金を必要とする列車に乗らなければその用務が達成できない場合
 - 二 特別急行列車を利用すれば用務地での前泊又は後泊が不要となる等経済的な旅行となる場合
 - 三 前各号の列車に座席指定券が必要な場合
- 8 旅費規程第47条第3項に基づき、別表第3に定める区間の鉄道旅行（途中駅で乗下車する場合を除く）において、業務上の必要その他やむを得ない事情により、旅行命令権者が特別急行列車を利用して旅行する必要があると認めた場合は、旅費規程第16条第2項及び第3項にかかわらず、特別急行料金及び座席指定料金を支給することができる。

（船賃）

- 第10条 船賃の額の支給は、旅費規程第17条に規定するほか、次のとおりとする。
- 2 座席指定料金には、船室の設備の利用料金は含まないものとする。
 - 3 特別船室料金の額は、特別船室料金を徴する船室で指定席と自由席があるものを運行する航路による旅行をする場合には、指定席に係る特別船室料金とする。
 - 4 旅費規程第17条第6項に規定する特別船室利用料金の支給において「旅行命令権者が必要と認めた者」とは、前条第6項に規定する者をいう。

（航空賃）

- 第11条 航空賃の額の支給は、旅費規程第18条に規定するほか、次のとおりとする。
- 2 航空賃は、業務の内容及び日程並びに当該旅行に係る旅費総額を勘案して、旅行命令権者が航空機を利用する事が最も経済的な通常の経路及び方法によるものと認める場合は支給することができる。
 - 3 旅行命令権者は、前項に規定する以外に、次の各号のいずれかに該当する場合は航空賃を支給することができる。

- 一 役員又はこれらに相当する職務にある者が旅行する場合
- 二 前号に該当する者以外の者が、緊急かつ重要な会議若しくは打ち合わせ及び前号に該当する者に随行する等のため航空機を利用して旅行しなければ業務上支障をきたす場合
- 三 天災その他やむを得ない事情により航空機を利用することが適当であると認められる場合

(車賃)

第12条 車賃の額の支給は、旅費規程第19条に規定するほか、実費額が算出できない場合には、路程に応じ1キロメートルあたり37円を支給する。

(日当の調整)

第13条 全行程において機構の乗用自動車を利用する日帰り旅行（東京都特別区内の旅行を除く。）の場合の日当は、日当定額の5割を減額して支給する。

(宿泊の基準)

第14条 独立行政法人国立女性教育会館その他これらに類似する施設に宿泊する場合は、原則として定額の5割を減額して支給する。

- 2 路程が、鉄道100キロメートル、水路50キロメートル及び陸路25キロメートル未満の旅行の場合は、原則として宿泊料を支給しない。
- 3 役職員及び役職員以外の者が、業務の終了後自宅等へ帰着できる時刻が午後10時を超えない場合は、原則として宿泊料を支給しない。

(食卓料)

第15条 宿泊を要する旅行において宿泊料が発生しない場合には、宿泊料に代えて、旅費規程第22条第2項に規定する「食費を要する場合」として級相当の区分に応じた定額を支給することができる。

(移転料の調整)

第16条 赴任に伴う実際の移転の路程が旧勤務地から新勤務地までの路程に満たない場合は、その実際の路程に応じた移転料の定額とする。

(着後手当の調整)

第17条 着後手当の支給は、旅費規程第24条に規定するほか、次の各号に掲げる理由により、正規の着後手当を支給することが適当でないときは、当該各号に掲げる基準により着後手当を支給するものとする。

- 一 新在勤地に到着後、直ちに役職員のための宿舎、寮等に居住できる場合又は自宅に入る場合には、日当の定額の2日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料の定額の2夜分に相当する額
- 二 前号以外の場合でその移転の路程が鉄道50キロメートル未満の場合 日当定額の3日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の3夜分に相当する額
- 三 第1号以外の場合でその移転の路程が鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満の場合 日当定額の4日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の4夜分に相当する額

(扶養親族移転料の調整)

- 第18条 旅費規程第25条第1項及び第2項に規定する扶養親族移転料のうち、6歳未満の者に対する航空賃の額は、その移転の際における職員相当の航空賃の額の2分の1に相当する額にできるものとする。
- 2 旅費規程第25条第1項及び第2項に規定する扶養親族移転料の鉄道賃又は船賃のうち、6歳未満の者を3人以上随伴する場合における2人を超える者ごと及び12歳未満6歳以上の者に支給する特別車両料金又は特別船室料金の額は、その移転の際における職員相当の特別車両料金又は特別船室料金の額にできるものとする。

第3章 外国旅行の旅費

(外国出張の旅行命令等)

- 第19条 旅行命令権者は、外国出張の旅行命令等を発しようとするときは、予め外務省により退避勧告、家族等退避勧告又は渡航延期勧告の発せられた国又は地域でないことを確認した上で、旅行命令等を発するものとする。
- 2 旅行地が外務省による観光旅行延期勧告又は注意喚起の発せられた国又は地域であるときは、旅行命令権者は業務上やむを得ないと認められる場合に限り、旅行命令等を発するものとする。

(外国貨幣の換算)

- 第20条 交通費（鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃をいう。）及び旅行雑費等で外貨建ての旅費について、概算払を行う場合にあっては、旅行命令を発した日の銀行外貨公示相場（T T Sレート）を、精算を行う場合にあっては、支出した日の銀行外貨公示相場（T T Sレート）を用いて算出した額を支給する。

(航空賃の調整)

第21条 旅費規程第34条第3項に規定する直近上位の級の運賃の支給対象となる者は、次のとおりである。

- 一 本邦と旅費規程別表7に掲げる地域を除いた地域間の航空旅行をする6級又は5級の職務の者
- 二 1 旅行区間における所要時間が8時間以上の航空旅行をする6級又は5級の職務の者
- 三 1 旅行区間における所要時間が24時間以上の航空旅行をする6級以下の職務の者

(宿泊料の調整)

第22条 国際会議等に出席するため役員又は指定職の職務にある者の外国旅行に随行するものが同一の宿泊施設に宿泊しなければ業務上支障を来す場合又は国際会議等において外国政府等より宿泊施設の指定があり、当該宿泊施設以外に宿泊することが困難な場合には、宿泊料定額を上限として、旅行命令権者が適当と認める額を増額して支給することができる。

(扶養親族移転料の計算の基礎となる旅行区間)

第23条 旅費規程第39条第1項第2号に該当する場合における扶養親族移転料の計算の基礎となる旅行区間は、扶養親族を勤務地に呼び寄せるとき（本邦から勤務地に呼び寄せるときを除く。）はその居住地と勤務地の区間とし、扶養親族を本邦から勤務地に呼び寄せ又は本邦に帰らせるときは、勤務地と機構本部又は所属施設の所在地の区間とする。

(支度料の調整等)

第24条 旅費規程別表第13に掲げる旅行期間の月の計算は、暦日によって計算する。

- 2 旅費規程第40条第3項に規定する「その出張又は赴任をした日」とは、その出張又は赴任のための旅行の最初の日とする。
- 3 前に受けた支度料の合計額の算定に当たっては、現在までの引き続いた外国勤務の直近の国内勤務以前に支給を受けた支度料は含まない。

第4章 雑則

(旅費の調整)

第25条 旅費規程第47条に規定する別に定める場合とは、次のとおりとする。

- 一 役職員の職務の級が遡って発令された場合において、その発令に伴う旅費の増額又は減額は行わない。

二 旅費の全部又は一部が機構以外から支給される場合には、その支給される旅費の全部又は一部を支給しない。

三 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を利用する場合において、正規の旅費を支給すると旅行の実費を不当に超える旅費又は通常必要としない旅費を支給することになる場合には、正規の旅費のうち、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料又は食卓料の全部又は一部を支給しない。

四 鉄道旅行又は水路旅行の場合において、当該旅行の目的又は緩急の度合いにより正規の旅費の鉄道賃又は船賃の額のうち、所定の運賃、特別急行料金、急行料金、座席指定料金、特別車両料金、寝台料金又は特別船室料金を支給する必要がある場合には、これを支給しない。

五 旅行者が旅行中に業務傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養したため、正規の日当及び宿泊料を支給することが適当でない場合には、当該医療中の日当及び宿泊料の2分の1に相当する額は、これを支給しない。

2 旅費規程第47条第3項の規定は、別に定める。

(支給方法の特例)

第26条 旅費規程第48条第2項の規定に基づき、旅費規程第5条の規定に基づく旅行命令により、旅費を概算払で支給する場合には、旅費に代えて法人カードにより支給することができる。ただし、旅行が完了した場合には、旅行者は旅費規程第15条の規定に基づき、精算手続を行わなければならない。

2 旅費規程第48条第2項の規定に基づき、旅費規程第27条第1項第4号に規定する勤務地内旅行の旅費は、旅費に代えて交通カードにより支給することができる。

(地方施設所長に係る旅行一覧報告書)

第27条 旅費規程第50条に規定する地方施設所長に係る旅行一覧報告書の様式及び記載事項は、別紙様式6のとおりとする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

旅行命令権者及び旅行命令権の範囲・区分

旅行命令権者			旅行命令権の範囲・区分 （ ※復委任する場合の範囲・区分 ）	
権限の 委任者	権限の受任者（委任の受任者）		旅 行 命 令	旅行依頼
	部 局	役 職		
理 事 長	—	—	・ 役員（理事長、理事、監事） ・ 国立オリンピック記念青少年総合センター所長及び所長代理 ・ 青少年教育研究センター長	各部局の業務にまたがる場合 又は理事長が特に必要と認めた場合
	—	担当理事	・ 各部長	各 部 局 の 業 務 に 係 る 役 職 員 以 外
	監査室	監査室長	各 部 局 ・ 施 設 に 所 属 す る 職 員	
	経営企画室	室 長		
	総務部	部 長		
	財務部	部 長		
	教育事業部	部 長		
	子どもゆめ基金部	部 長		
	オリンピックセンター運営部	部 長		
	青少年教育研究センター	副センター長		
	国民運動等推進室	室 長		
	国立大雪青少年交流の家	所 長		
	国立岩手山青少年交流の家	所 長		
	国立磐梯青少年交流の家	所 長		
	国立赤城青少年交流の家	所 長		
	国立能登青少年交流の家	所 長		
	国立乗鞍青少年交流の家	所 長		
	国立中央青少年交流の家	所 長		
	国立淡路青少年交流の家	所 長		
	国立三瓶青少年交流の家	所 長		
	国立江田島青少年交流の家	所 長		
	国立大洲青少年交流の家	所 長		
	国立阿蘇青少年交流の家	所 長		
	国立沖縄青少年交流の家	所 長		
	国立日高青少年自然の家	所 長		
	国立花山青少年自然の家	所 長		
	国立那須甲子青少年自然の家	所 長		
	国立信州高遠青少年自然の家	所 長		
	国立妙高青少年自然の家	所 長		
	国立立山青少年自然の家	所 長		
	国立若狭湾青少年自然の家	所 長		
	国立曽爾青少年自然の家	所 長		
	国立吉備青少年自然の家	所 長		
	国立山口徳地青少年自然の家	所 長		
	国立室戸青少年自然の家	所 長		
	国立夜須高原青少年自然の家	所 長		
	国立諫早青少年自然の家	所 長		
	国立大隅青少年自然の家	所 長		

※旅費規則第2条第2項によって復委任する場合は、原則として、上記「権限の受任者」の旅行命令権の範囲・区分内において、各部局に所属する課長、次長及び室長に委任する。

別表第2（第3条関係）

一般職員本給表に相当する職務の級

独立行政法人 国立青少年教育振興機構の役職員の給与規程の適用がある者					国家公務員法に基づく一般職の職員の給与に関する法律の適用がある者
研究職員本給表	医療職員本給表(二)	医療職員本給表(一)	一般職員本給表(二)	役員及び一般職員本給表(一)	指定職俸給表及び行政職俸給表(一)
—	—	—	—	役員	指定職
6級～5級	8級～7級	5級～3級	—	10級～7級	10級～7級
4級～2級(25号給以上)	6級～3級(5号給以上)	2級1級(13号給以上)	5級～4級	6級～3級	6級～3級
2級(24号給以下)～1級	3級(4号給以下)～1級	1級(12号給以下)	3級～1級	2級～1級	2級～1級

独立行政法人 国立青少年教育振興機構給与規程の 役員 及び 一般職員本給表(一)	左欄の級に相当する職務				
	国立大学法人職員の事務職の者	国立大学法人職員及び 地方公務員の事務職以外の者			私立大学の事務職以外の者
		大 学	高等学校 中学校 小学校 幼稚園	高等専門学校 専修学校	
役員	左欄の級に相当する職務				
9級		教授			学 長 (*) 教 授 (*)
7級		准教授		校 長	学 長 教 授
6級					都道府県の課長 市町村の長
5級					市町村の課長
4級		講 師	校長、副校長 教頭 園長、副園長	教 授	准教授
3級		助 教 助 手	主幹教諭 指導教諭 (相当の学識 経験を有する)教諭及び 養護教諭	准教授	講師 (相当の学識 経験を有する)助教及び 助手
2級		上記以外 の者	教 諭 養護教諭	講 師 教育を行う 職務	助 教 助 手
1級		—	上記以外の者	助教、助手 教育の補助 を行う職務	—

備 考 * : 旅行者を講師として旅行させること
旅行者が、大学卒業後25年、短期大学卒業後30年
※上記の表に該当する級区分がない場合には、文部科学省の旅費支給に関する諸規則に準じて定めるものとする。

別表第3（9条関係）

第9条第8項に定める区間

区 間				
函 館 ～ 八 雲	五稜郭 ～ 八 雲	新函館北斗 ～ 八 雲	新函館北斗 ～ 長万部	八 雲 ～ 洞 爺
八 雲 ～ 伊達紋別	札 幌 ～ 美 唄	札 幌 ～ 砂 川	札 幌 ～ 滝 川	札 幌 ～ 白 老
札 幌 ～ 苫小牧	札 幌 ～ 追 分	札 幌 ～ 新夕張	岩見沢 ～ 深 川	岩見沢 ～ 旭 川
美 唄 ～ 旭 川	砂 川 ～ 旭 川	滝 川 ～ 旭 川	旭 川 ～ 白 滝	旭 川 ～ 土 別
旭 川 ～ 名 寄	旭 川 ～ 美 深	伊達紋別 ～ 苫小牧	東室蘭 ～ 苫小牧	東室蘭 ～ 南千歳
幌 別 ～ 南千歳	登 別 ～ 南千歳	白 老 ～ 新札幌	南千歳 ～ 占 冠	新札幌 ～ 新夕張
新 得 ～ 池 田	遠 軽 ～ 北 見	遠 軽 ～ 美 幌	北 見 ～ 網 走	木古内 ～ 奥津軽いまべつ
名 寄 ～ 音威子府	幌 延 ～ 南稚内	幌 延 ～ 稚 内	郡 山 ～ 白石蔵王	郡 山 ～ 米 沢
郡 山 ～ 那須塩原	双 葉 ～ 仙 台	福 島 ～ 仙 台	福 島 ～ 赤 湯	福 島 ～ かみのやま温泉
福 島 ～ 山 形	福 島 ～ 新白河	仙 台 ～ くりこま高原	仙 台 ～ 一ノ関	仙 台 ～ 浪 江
古 川 ～ 一ノ関	古 川 ～ 水沢江刺	古 川 ～ 北 上	くりこま高原 ～ 水沢江刺	くりこま高原 ～ 北 上
くりこま高原 ～ 新花巻	一ノ関 ～ 新花巻	一ノ関 ～ 盛 岡	水沢江刺 ～ 盛 岡	盛 岡 ～ 二 戸
盛 岡 ～ 八 戸	盛 岡 ～ 大 曲	盛 岡 ～ 角 館	二 戸 ～ 七戸十和田	八 戸 ～ 新青森
七戸十和田 ～ 奥津軽いまべつ	青 森 ～ 鷹ノ巣	青 森 ～ 大 館	米 沢 ～ 村 山	赤 湯 ～ 村 山
赤 湯 ～ 新 庄	山 形 ～ 新 庄	大 曲 ～ 秋 田	大 曲 ～ 雫 石	秋 田 ～ 東能代
秋 田 ～ 鷹ノ巣	秋 田 ～ 象 潟	秋 田 ～ 仁賀保	秋 田 ～ 田沢湖	秋 田 ～ 角 館
秋 田 ～ 遊 佐	八郎潟 ～ 鷹ノ巣	東能代 ～ 弘 前	大 館 ～ 新青森	羽後本荘 ～ 鶴 岡
羽後本荘 ～ 余 目	羽後本荘 ～ 酒 田	越後湯沢 ～ 長 岡	越後湯沢 ～ 燕三条	越後湯沢 ～ 高 崎
浦 佐 ～ 燕三条	浦 佐 ～ 上毛高原	新 井 ～ 柏 崎	新 井 ～ 長 岡	上越妙高 ～ 長 岡
上越妙高 ～ 見 附	上越妙高 ～ 黒部宇奈月温泉	上越妙高 ～ 上 田	上越妙高 ～ 長 野	直江津 ～ 長 岡
高 田 ～ 見 附	直江津 ～ 長 岡	直江津 ～ 見 附	直江津 ～ 東三条	柏 崎 ～ 東三条
柏 崎 ～ 加 茂	柏 崎 ～ 新 津	長 岡 ～ 新 潟	新 潟 ～ 村 上	坂 町 ～ 鶴 岡
鶴 岡 ～ 村 上	東 京 ～ 小田原	東 京 ～ 湯河原	東 京 ～ 大 月	東 京 ～ 小 山
東 京 ～ 熊 谷	東 京 ～ 本庄早稲田	東 京 ～ 石 岡	東 京 ～ 八 街	東 京 ～ 成 東
東 京 ～ 横 芝	東 京 ～ 八日市場	東 京 ～ 茂 原	東 京 ～ 上総一ノ宮	東 京 ～ 大 原
東 京 ～ 君 津	東 京 ～ 木更津	霞ヶ関 ～ 箱根湯本	品 川 ～ 小田原	品 川 ～ 熱 海
品 川 ～ 石 岡	新横浜 ～ 小田原	新横浜 ～ 熱 海	新横浜 ～ 三 島	小田原 ～ 新富士
小田原 ～ 静 岡	熱 海 ～ 静 岡	熱 海 ～ 伊豆急下田	池 袋 ～ 西武秩父	新 宿 ～ 大 月
新 宿 ～ 箱根湯本	立 川 ～ 塩 山	立 川 ～ 山梨市	立 川 ～ 石和温泉	立 川 ～ 甲 府
八王子 ～ 塩 山	八王子 ～ 山梨市	八王子 ～ 石和温泉	八王子 ～ 甲 府	八王子 ～ 竜 王
八王子 ～ 韭 崎	大 月 ～ 韭 崎	大 月 ～ 小淵沢	塩 山 ～ 上諏訪	石和温泉 ～ 上諏訪
甲 府 ～ 富 士	甲 府 ～ 岡 谷	甲 府 ～ 塩 尻	甲 府 ～ 富士宮	甲 府 ～ 内 船
韭 崎 ～ 松 本	上 野 ～ 小 山	上 野 ～ 熊 谷	上 野 ～ 本庄早稲田	上 野 ～ 石 岡
東武動物公園 ～ 薮 塚	東武動物公園 ～ 新桐生	浦 和 ～ 栃 木	浦 和 ～ 新鹿沼	大 宮 ～ 小 山
大 宮 ～ 宇都宮	大 宮 ～ 本庄早稲田	大 宮 ～ 高 崎	大 宮 ～ 新前橋	大 宮 ～ 渋 川
大 宮 ～ 前 橋	大 宮 ～ 安中榛名	大 宮 ～ 栃 木	大 宮 ～ 新鹿沼	小 山 ～ 那須塩原
宇都宮 ～ 新白河	熊 谷 ～ 中之条	熊 谷 ～ 上毛高原	熊 谷 ～ 軽井沢	熊 谷 ～ 安中榛名
熊 谷 ～ 佐久平	本庄早稲田 ～ 上毛高原	本庄早稲田 ～ 軽井沢	本庄早稲田 ～ 佐久平	高 崎 ～ 長野原草津口
高 崎 ～ 佐久平	高 崎 ～ 上 田	久 喜 ～ 薮 塚	久 喜 ～ 新桐生	館 林 ～ 浅 草
足利市 ～ 浅 草	北千住 ～ 足利市	北千住 ～ 太 田	北千住 ～ 栃 木	浅 草 ～ 太 田
浅 草 ～ 栃 木	柏 ～ 友 部	柏 ～ 水 戸	柏 ～ 勝 田	水 戸 ～ いわき

区 間					
いわき ～ 相 馬	軽井沢 ～ 長 野	錦糸町 ～ 成 東	錦糸町 ～ 横 芝	錦糸町 ～ 八日市場	
錦糸町 ～ 旭	千 葉 ～ 八日市場	千 葉 ～ 旭	千 葉 ～ 銚 子	大 網 ～ 安房鴨川	
大 原 ～ 海浜幕張	大 原 ～ 蘇 我	御 宿 ～ 海浜幕張	勝 浦 ～ 海浜幕張	勝 浦 ～ 蘇 我	
上総興津 ～ 海浜幕張	上総興津 ～ 蘇 我	安房小湊 ～ 海浜幕張	安房小湊 ～ 蘇 我	安房鴨川 ～ 蘇 我	
三 島 ～ 静 岡	新富士 ～ 掛 川	静 岡 ～ 浜 松	豊 橋 ～ 名古屋	豊 橋 ～ 水 窪	
豊 橋 ～ 中部天竜	名古屋 ～ 米 原	名古屋 ～ 白川口	名古屋 ～ 飛騨金山	名古屋 ～ 中津川	
岐 阜 ～ 白川口	岐 阜 ～ 飛騨金山	岐 阜 ～ 下 呂	岐 阜 ～ 飛騨萩原	岐 阜 ～ 敦 賀	
大 垣 ～ 敦 賀	米 原 ～ 武 生	米 原 ～ 鯖 江	米 原 ～ 福 井	米 原 ～ 京 都	
高 山 ～ 富 山	長 浜 ～ 福 井	敦 賀 ～ 芦原温泉	敦 賀 ～ 京 都	武 生 ～ 小 松	
武 生 ～ 金 沢	鯖 江 ～ 金 沢	福 井 ～ 松 任	福 井 ～ 金 沢	芦原温泉 ～ 金 沢	
小 松 ～ 七 尾	金 沢 ～ 富 山	金 沢 ～ 黒部宇奈月温泉	金 沢 ～ 七 尾	金 沢 ～ 和倉温泉	
新高岡 ～ 黒部宇奈月温泉	新高岡 ～ 糸魚川	富 山 ～ 糸魚川	糸魚川 ～ 長 野	糸魚川 ～ 飯 山	
上諏訪 ～ 信濃大町	塩 尻 ～ 中津川	塩 尻 ～ 長 野	木曽福島 ～ 多治見	木曽福島 ～ 松 本	
木曽福島 ～ 明 科	松 本 ～ 白 馬	松 本 ～ 南小谷	松 本 ～ 篠ノ井	松 本 ～ 長 野	
安中榛名 ～ 上 田	安中榛名 ～ 長 野	佐久平 ～ 長 野	佐久平 ～ 飯 山	上 田 ～ 飯 山	
京 都 ～ 日根野	京 都 ～ 関西空港	京 都 ～ 綾 部	京 都 ～ 福知山	京 都 ～ 西舞鶴	
新大阪 ～ 柏 原	新大阪 ～ 西明石	新大阪 ～ 姫 路	新大阪 ～ 海 南	新大阪 ～ 和歌山	
大 阪 ～ 柏 原	尼 崎 ～ 柏 原	姫 路 ～ 岡 山	姫 路 ～ 佐 用	姫 路 ～ 和田山	
姫 路 ～ 八 鹿	姫 路 ～ 江 原	姫 路 ～ 豊 岡	姫 路 ～ 竹 田	相 生 ～ 岡 山	
上 郡 ～ 鳥 取	岡 山 ～ 福 山	岡 山 ～ 新尾道	岡 山 ～ 新 見	岡 山 ～ 多度津	
岡 山 ～ 観音寺	岡 山 ～ 川之江	岡 山 ～ 伊予三島	岡 山 ～ 善通寺	岡 山 ～ 琴 平	
岡 山 ～ 阿波池田	岡 山 ～ 三 原	岡 山 ～ 大 原	倉 敷 ～ 新 見	新倉敷 ～ 新尾道	
新倉敷 ～ 三 原	福 山 ～ 東広島	新尾道 ～ 広 島	宝 塚 ～ 柏 原	宝 塚 ～ 福知山	
三 田 ～ 福知山	柏 原 ～ 豊 岡	新 見 ～ 米 子	津 ～ 鵜 方	津 ～ 名 張	
松 阪 ～ 紀伊長島	松 阪 ～ 尾 鷲	多 気 ～ 尾 鷲	新 宮 ～ 白 浜	紀伊勝浦 ～ 白 浜	
紀伊勝浦 ～ 紀伊田辺	串 本 ～ 白 浜	串 本 ～ 紀伊田辺	白 浜 ～ 御 坊	白 浜 ～ 海 南	
紀伊田辺 ～ 海 南	紀伊田辺 ～ 和歌山	南 部 ～ 和歌山	湯 浅 ～ 天王寺	藤 並 ～ 天王寺	
海 南 ～ 天王寺	和歌山 ～ 天王寺	二 条 ～ 綾 部	二 条 ～ 福知山	二 条 ～ 東舞鶴	
二 条 ～ 西舞鶴	亀 岡 ～ 綾 部	亀 岡 ～ 福知山	亀 岡 ～ 東舞鶴	亀 岡 ～ 西舞鶴	
亀 岡 ～ 宮 津	園 部 ～ 福知山	園 部 ～ 東舞鶴	園 部 ～ 西舞鶴	園 部 ～ 宮 津	
綾 部 ～ 城崎温泉	福知山 ～ 豊 岡	福知山 ～ 城崎温泉	福知山 ～ 網 野	福知山 ～ 峰 山	
鳥 取 ～ 伯耆大山	鳥 取 ～ 米 子	倉 吉 ～ 米 子	倉 吉 ～ 松 江	米 子 ～ 鳥取大学前	
松 江 ～ 大田市	出雲市 ～ 江 津	出雲市 ～ 浜 田	大田市 ～ 浜 田	大田市 ～ 益 田	
益 田 ～ 新山口	児 島 ～ 伊予三島	高 松 ～ 観音寺	高 松 ～ 川之江	高 松 ～ 伊予三島	
高 松 ～ 阿波池田	高 松 ～ 大步危	高 松 ～ 板 野	高 松 ～ 池 谷	高 松 ～ 徳 島	
高 松 ～ 阿 南	高 松 ～ 勝 瑞	坂 出 ～ 伊予西条	坂 出 ～ 川之江	坂 出 ～ 伊予三島	
坂 出 ～ 新居浜	坂 出 ～ 阿波池田	宇多津 ～ 伊予西条	宇多津 ～ 阿波池田	丸 亀 ～ 新居浜	
丸 亀 ～ 伊予西条	丸 亀 ～ 壬生川	多度津 ～ 新居浜	多度津 ～ 伊予西条	観音寺 ～ 今 治	
川之江 ～ 今 治	伊予三島 ～ 今 治	新居浜 ～ 伊予北条	新居浜 ～ 松 山	伊予西条 ～ 伊予北条	
伊予西条 ～ 松 山	壬生川 ～ 松 山	今 治 ～ 伊予大州	松 山 ～ 伊予吉田	松 山 ～ 八幡浜	
松 山 ～ 卯之町	松 山 ～ 宇和島	伊予市 ～ 宇和島	鴨 島 ～ 阿波池田	阿波池田 ～ 後 免	
阿波池田 ～ 高 知	阿波池田 ～ 徳 島	阿波池田 ～ 阿波川島	土佐山田 ～ 須 崎	後 免 ～ 須 崎	
高 知 ～ 土佐久礼	高 知 ～ 窪 川	須 崎 ～ 中 村	栗 林 ～ 板 野	栗 林 ～ 池 谷	
栗 林 ～ 徳 島	栗 林 ～ 勝 瑞	屋 島 ～ 池 谷	屋 島 ～ 徳 島	志 度 ～ 徳 島	

区 間				
徳 島 ～ 日和佐	徳 島 ～ 牟 岐	三 原 ～ 広 島	広 島 ～ 徳 山	新岩国 ～ 新山口
徳 山 ～ 厚 狭	新山口 ～ 新下関	新山口 ～ 津和野	新山口 ～ 小 倉	新下関 ～ 博 多
小 倉 ～ 博 多	小 倉 ～ 新鳥栖	小 倉 ～ 中 津	小 倉 ～ 柳ヶ浦	小 倉 ～ 宇 佐
小 倉 ～ 杵 築	折 尾 ～ 中 津	香 椎 ～ 行 橋	博 多 ～ 筑後船小屋	博 多 ～ 新大牟田
博 多 ～ 新玉名	博 多 ～ 佐 賀	博 多 ～ 江 北	博 多 ～ 肥前鹿島	博 多 ～ 武雄温泉
博 多 ～ 有 田	博 多 ～ 嬉野温泉	博 多 ～ 行 橋	博 多 ～ 日 田	博 多 ～ 天ヶ瀬
二日市 ～ 新大村	鳥 栖 ～ 肥前鹿島	鳥 栖 ～ 諫 早	鳥 栖 ～ 武雄温泉	鳥 栖 ～ 早 岐
鳥 栖 ～ 佐世保	鳥 栖 ～ 新大村	鳥 栖 ～ 嬉野温泉	久留米 ～ 熊 本	久留米 ～ 天ヶ瀬
久留米 ～ 豊後森	久留米 ～ 由布院	筑後船小屋 ～ 熊 本	筑後船小屋 ～ 新八代	新玉名 ～ 新鳥栖
熊 本 ～ 新水俣	熊 本 ～ 出 水	熊 本 ～ 新鳥栖	熊 本 ～ 宮 地	熊 本 ～ 豊後竹田
肥後大津 ～ 豊後竹田	新八代 ～ 出 水	新八代 ～ 川 内	新水俣 ～ 鹿児島中央	出 水 ～ 鹿児島中央
鹿児島中央 ～ 都 城	鹿児島中央 ～ 西都城	鹿児島 ～ 西都城	新鳥栖 ～ 肥前鹿島	新鳥栖 ～ 諫 早
新鳥栖 ～ 武雄温泉	新鳥栖 ～ 有 田	新鳥栖 ～ 早 岐	新鳥栖 ～ 佐世保	新鳥栖 ～ 新大村
新鳥栖 ～ 嬉野温泉	佐 賀 ～ 諫 早	佐 賀 ～ 長 崎	佐 賀 ～ 早 岐	佐 賀 ～ 佐世保
佐 賀 ～ 新大村	江 北 ～ 諫 早	江 北 ～ 長 崎	長 崎 ～ 武雄温泉	長 崎 ～ 嬉野温泉
中 津 ～ 別 府	中 津 ～ 大 分	柳ヶ浦 ～ 別 府	柳ヶ浦 ～ 大 分	宇 佐 ～ 大 分
別 府 ～ 佐 伯	大 分 ～ 豊後中村	大 分 ～ 佐 伯	大 分 ～ 日 田	大 分 ～ 天ヶ瀬
大 分 ～ 豊後森	大 分 ～ 宮 地	大 分 ～ 豊後竹田	鶴 崎 ～ 佐 伯	津久見 ～ 日向市
佐 伯 ～ 延 岡	佐 伯 ～ 日向市	延 岡 ～ 宮 崎	延 岡 ～ 南宮崎	延 岡 ～ 宮崎空港
南延岡 ～ 宮 崎	南延岡 ～ 南宮崎	南延岡 ～ 宮崎空港	日向市 ～ 宮 崎	日向市 ～ 南宮崎
日向市 ～ 宮崎空港	宮 崎 ～ 都 城	宮 崎 ～ 西都城	南宮崎 ～ 国 分	新水前寺 ～ 豊後竹田
宮 地 ～ 三重町	春日部 ～ 栃 木	春日部 ～ 新鹿沼	栃 木 ～ 鬼怒川公園	栃 木 ～ 新藤原
栃 木 ～ 龍王峡	栃 木 ～ 川治温泉	下今市 ～ 春日部		

2 上記以外の区間で、特別急行列車を利用すれば用務地での前泊又は後泊が不要となるなど経済的な旅行となる場合又は機構の債権保全のための業務など特に緊急を要する業務のため特別急行列車を利用して旅行する必要がある場合であって、旅行命令権者が適当と認めた場合。

(様 式 1)

年 月 日

旅行命令権の委任に関する届出書

理 事 長 殿

部 門 名 :

旅行命令権者 :

下記のとおり、旅行命令権を委任します。

記

受 任 年 月 日	年 月 日
受 任 者	

旅 行 計 画 書 ／ 報 告 書

年 月 日

所属:

職 :

氏名:

記

1. 旅行の内容

(1) 旅行期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(2) 用 務

(3) 用 務 先 [住所:]

2. 旅行の日程

月 日	旅 行 概 要	目的地・宿泊地

(以下、旅行完了後に記入)

☐ 上記のとおり旅行を完了しましたので、報告いたします。

年 月 日

氏名:

※ 必要により参考資料を添付すること。

旅 行 命 依 令 頼 簿															
所長・部長												起案者			
												起案： 年 月 日			
												決裁： 年 月 日			
下記のとおり 発 令 依 頼 してよろしいか伺います。															
所 属 部 局 課 (又は所属団体)										住 所 (又は居所)					
役 職 (又は職業)						氏 名					職 務 の 級		一般(一) 級		
発 令 年 月 日 旅 行 期 間	年 月 日		旅 行 日 程	月日	出発地	経 路	到着地	宿泊地	用務先		用務内容				
自 年 月 日 至 年 月 日 日間															
備 考												旅 費 の 出 途		謝金支出の有無	
												☐ 旅費 ☐ 事業旅費 ☐		有 無	

旅 費 計 算 書

所屬部局課(又は所属団体)					役職(又は職業)					職 務 の 級					氏 名											
										一般職(-) 級相当																
概 算 額					精 算 額					追 求 額					返 納 額											
円					円					円					円											
年月日	出発地	経 路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃					船 賃					航空賃	車 賃		日 当		宿 泊 料		日額旅費				
					路程 km	運賃 円	急行 料金 円	特別車 両料金 その他 円	計 円	路程 km	運賃 円	特別船 室料金 円	寝台 料 金 其 他 円	計 円		定 額 km	実費額 円	日 数 日	定 額 円	日 数 夜	定 額 円	日 数 夜	定 額 円			
合 計																	km 円									
支 度 料	定 額		既 給 額		差 引 額		備 考																			
	円		円		円																					
規程第四十一条							円																			

旅 費 計 算 書

所属部局課(又は所属団体)					役職(又は職業)					職 務 の 級					氏 名								
										一般職(-) 級相当													
概 算 額					精 算 額					追 求 額					返 納 額								
円					円					円					円								
年月日	出発地	経 路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃					船 賃					航空賃	車 賃		日 当		宿 泊 料		日額旅費	
					路程	運賃	急行料金	特別車両料金その他	計	路程	運賃	特別船室料金	寝台料金その他	計		定 額	実費額	日 数	定 額	日 数	定 額	日 数	定 額
					km	円	円	円	円	km	円	円	円	円	円	km	円	日	円	夜	円	夜	円
合 計																km 円							
移 転 料	路 程	支給額			着後 手当	日 当		宿泊料		計	支度 料	定 額	既給額	差引額	規程第四十一条								
	キロメートル	円				日	円	夜	円			円	円	円	円	円							
扶養親族 移転料	区 分		人 員	鉄道賃	船 賃	航空賃	車 賃	日 当	宿泊料	食卓料	着後手当	計											
	十二歳以上		人	円	円	円	円	円	円	円	円	円											
	六歳以上十二歳未満																						
	六歳未満																						
	計																						
備 考																							

地 方 施 設 所 長 に 係 る 旅 行 一 覧 報 告 書

理 事 長 殿

施設名 :
所長名 :

_____ 年 _____ 月の旅行について、下記のとおり完了しましたので報告します。

【旅行命令に基づく出張】

旅行期間		用務先	用務内容	目的	相手方の感触	備考
月	日	～	月	日		
月	日	～	月	日		
月	日	～	月	日		
月	日	～	月	日		
月	日	～	月	日		

【旅行命令によらない業務上の外出等】

旅行期間		用務先	用務内容	目的	相手方の感触	備考
月	日	～	月	日		
月	日	～	月	日		
月	日	～	月	日		
月	日	～	月	日		
月	日	～	月	日		

(担 当 者)
所属 :
氏名 :

※10行目E列には最終更新の月を記載してください。
※該当する旅行がない場合は、旅行期間に「月」のみ更新し、用務先に「該当なし」を記入ください。
※M列「目的」について：旅行の主な目的を記載してください。
【a】教育事業運営・利用促進 【b】運営協議会等の円滑な運営 【c】教育委員会・大学等との人事交流促進 【d】民間企業との連携促進 【e】その他
※N列「相手方の感触」について：依頼事項を伝えた場合の相手方の様子を記載してください。特に効果が見られた事例等については、概要欄に記入してください。
【A】今年度以内に実現（利用）可 【B】次年度以降に実現（利用）可 【C】検討（引き続き、対応（利用促進）の依頼を行う）